

特許審査を取り巻く状況と期待される審査官像

～特許技監と特許審査官との座談会～



1. 特許審査を取り巻く状況

野村〈司会〉 本日は守屋特許技監を中心にして、特許審査第一部光デバイスの松崎さん、特許審査第二部運輸の仁木さん、特許審査第三部高分子の中川さん、特許審査第四部伝送システムの角田さんという、いろいろな分野や年次の審査官にご参加いただいております。本日の座談会では、まず技監から現在の特許審査を取り巻く状況や外部からのニーズについてご説明いただき、その後審査官に期待される役割、能力について、技監と審査官の皆さんで質問や意見交換をして理解を深めていただければと思います。

最初に現在の特許審査を取り巻く状況について、外部はどのような観点で関心を有しているのか、また最近の特許審査に対する評価について技監は外部からいろいろお聞きになっていると思いますので、そのあたりの状況についてお話ししていただけないでしょうか。

技監 お集まりいただきまして、ありがとうございます。今日は各部から代表というかたちで参加されるということで、非常に楽しみにしておりました。忌憚のない意見を聞かせていただいて、これからの特許庁、それから特許審査をどうしていったらいいかという意見交換をして、良い方向に持っていけたらと思っています。

まず最近の特許審査をめぐる全体の状況をお知らせしますと、特許審査はますます重要になってきています。なぜかという、経済のグローバル化が進み国境がなくなってきたり、安倍総理も参加されたG8において「イノベーションの促進」「成長と責任」と言わ

れているように、イノベーションをすることによって国際競争力をつける必要があるからです。

競争力だけではなくて、いろいろな課題を解決していくためにも必ずイノベーションが必要で、そのイノベーションを創出していくために、特許制度をうまく機能させようと世界中の特許庁が躍起になっています。

それで皆さんもご存じのように、知的財産推進計画の中で、「迅速かつ的確な審査をすることによってイノベーションを支援していく」ということで、2013年には世界最高水準の審査を実現しようということになっているわけです。

皆さんはすでに審査の状況はご存じだと思いますが、皆さんによく頑張ってもらって、昨年度は29万6千件という高い一次審査の目標を達成していただきました。審査の質も非常に重要視して進めていますが、その両面を追求して、質と量と両面をやっていただいているということで非常にありがたいと思っています。

現在の状況を言いますと、まだまだ滞貨は増える状況にあります。審査請求期間7年と3年の重なりがあって、皆さんにさせていただく毎年の審査処理よりも多めの審査請求がされているということで、審査待ち期間は来年がピークになります。そのピークを乗り切っていくのがわれわれの大きな課題になっています。

出願については、出願人の方にも協力していただいて質の高い出願をしてもらい、審査請求も厳選することをお願いしており、少しずつ少なくなっていますが、まだまだ3年請求の審査請求率は予断を許さない状況にあります。日々研究開発をし、特許出願をして、国際競争力をつけるために海外戦略をとっている企業の皆さん、大学の皆さんが、特許を、知的財産をテコに

しているいろいろな進歩を遂げていくということは衰えることはないと思うんですね。そういった中でわれわれも一生懸命頑張り、企業の皆さんにも質の高い知財管理をお願いするという状況になっています。

ユーザーの皆さんの関心事ということですが、出願人の皆さんは、グローバルな競争の中で特許戦略をどうしていくのかということに常に腐心されているのだらうと思っています。海外だけではなくて、もちろん国内のマーケットでの特許取得、活用ということも一生懸命考えておられるわけですが、ユーザーの方々のわれわれに対する一番の要望は、いい特許、質の高い特許をタイムリーに設定してほしいということだと思います。

審査の質についての批判は細かいことを言えますが、特に私がよく聞いているのは「審査のばらつきをできるだけ少なくしてほしい。日本の特許庁の中だけではなくて、海外の特許庁での出願審査との相違点をできるだけ少なくしてほしい」ということです。世界を一つのマーケットとして考えている出願人の方からすると、同じ発明が特許になったり、ならなかったりという世界は避けてほしいというのが、私が聞いている中でいま一番要望されていることだと思います。

審査の質について「日本の審査はどうか」とお聞きすると、ユーザーの方はだいたい日米欧の結果を比較できるので、「進歩性レベルとか開示要件で多少違いがあります。進歩性については、どちらかという日本レベルが一番高くなっています」と言われます。ただ「高すぎますか?」とお聞きすると、各国間でバランスを取ってほしい、日本のレベルが特段高く

て問題というわけではないという評価をいただいています。

迅速かつ的確な審査、クオリティーを重視してタイムリーに特許にしてほしいということが、現在のユーザーの皆さんの一番の関心事だと思います。

野村 今年も30万件を越す処理が必要です。質を保つままこれをやっていたいかなければならないということで、審査官の皆さんは非常に大変だと思いますが、皆さんはどんな意見や感想をお持ちでしょうか。

角田 ありきたりの表現で申し訳ありませんが、質を高く、しかも処理をたくさんやっていくには正直言ってウルトラCはなくて、審査官一人ひとりが努力をしていく以外にないと思っています。

努力といってもいろいろありますが、いかに質を高めるかということになってくると、「こういう案件はどうやって処理をするか」ということをお互いに活発に話し合って自分を磨いていくとか、先輩からいろいろな情報を聞くとか、あるいは対話の席でベテランのサーチャーの方にいろいろ技術を教えてもらったり、逆にこちらがサーチの仕方を教えたりして切磋琢磨していくうちに、質がだんだん上がっていくと思います。

処理については頑張っていくしかないのですが、気持ちのうえでつぶれないようにということです。

中川 やはり頑張っていくしかないんですが、最近その面で精神的に限界に来ているかなと感じます。審査官同士の話し合いが重要だと思うのですが、みんな自分のやらなければならないことに必死なので、話しかける雰囲気はそもそもできていないし、この間の部内会議でも驚いたんですが、対話のスペースは静かにしましょうとか、そんな寂しい話が続いています。

サーチャーさんも審査官もやらなければいけないことに追われてイライラしているので、声が大きくなってしまったり、周りがうるさいということになってしまふ。かといって、シーンとしていればそれでいいのかというと、それでは組織として活性化できておらず、雰囲気が悪くなっているというのが現状ではないかと思っています。

内面から頑張れるように持っていけないと、努力といっても頑張れというだけでは限界があるなど最近感じています。

技監 対話型審査については、皆さんは本願の理解を



して、サーチャーの方から説明を受けて、対比判断して考えなければいけないという仕事ですので、できるだけ職場環境を良くしたいと思っています。審査官の執務するところの近くにサーチャーさんに来ていただけるのは楽ではあるけれども、近すぎると皆さんの声が聞こえるということだと思います。いま中川さんがおっしゃった対話スペースは、スペースがふんだんにあるわけではないので、パーティションなどで工夫できないかどうか検討してみたいと思います。

それからもう一つ、審査をするときには一人だけで悩むのではなくて、グループでできるだけ相談しながらやってもらう。そうすることで審査のレベルが一緒になっていくとか、判断に迷うところも少しヒントがもらえるとか、そういうかたちでやってもらえればと思います。

ただ量が逼迫していて、本当に申し訳ないと思っています。時間の制約の中でやっていかなければいけないので、できるだけ審査官やサーチャーを増やして、時間の余裕が持てるように、知恵を出して頑張って工夫してみたいと思います。

野村 審査官にしてみれば2年前からさらに増えたという感じですが、新しく入ってこられた方はこれが普通だと思われているのではないかと思います。前の職場経験のある松崎さんは入庁してどのようにお感じになられていますか。

松崎 入ってくる前にこれぐらいかなと想像していたのに比べると、仕事量が多くて大変です。ただ入ってきて2年で昇任するというので、求められる量が倍々方式で増えているから、その中に埋もれてしまっ

て、昨年より10%アップと言われても正直言ってピンと来ません。量についてはできる範囲でやるしかありませんが、質についてはまだわからないというか、悩んでいるところがあります。

私は入庁する前は特許事務所で仕事をしていたので、特許庁のオフィスアクションを読む側で、そこに何が書いてあるか、何を言いたいのか、審査官はどう考えているのかを一生懸命読み解いていました。それで「どうしたらいいでしょう」とクライアントの出願人と相談するような感じに持っていったのですが、それを出す側になって、考えていることが十分伝わる起案をしているかということ、返ってきた意見書を見ると、審査の量に追われて自分が言いたいことが完全に表現できていないように思います。

そのへんは昔の立場と逆になって、わかってはいるけれども、十分な時間がとれず……。判断自体はたぶん変わらないと思いますが、伝わるか、伝わらないかというレベルで、そこがちょっと圧迫されているような感じです。昔のことは知らないんですが、私としては、もっと時間があってもっと書きたいことを書いていたかもしれないということがたまにあります。

野村 出願人の方に、こちらの言いたいことを的確に伝えるのは非常に難しいということですね。

松崎 出願人のほうは、特に個人レベルの発明者になると、そんなにたくさん意見書とかオフィスアクションをもらうわけではないので、何を書いているかわからない。だから「俺の発明と違うじゃないか」と言われたりするんです。

審査官としてはたくさん審査をして進歩性の判断のロジックがわかっているから、「書かなくてもそのぐらいわかるだろう。相手の代理人はプロだし」ということで出して、だいたいそれでいいのですが、良くない時もあるとあって、そこで食い違いが出ることがあります。技監 審査官の拒絶理由通知が出願人の方とコミュニケーションをするツールになりますから、判断のポイントのところできちんと論理をもって書くというのが審査官が一番気をつけなければいけない点で、ユーザーの方が要望している点でもあります。

いま松崎さんが言われた「時間がないのでついはいはしょってしまう」という点については、伝えなければいけないポイントをできるだけ簡潔に、的確に書くこと



を、もう少し磨いていただきたいと思います。厳しい中ですが、出願人の方が強く求められていることなので、そのへんをどう工夫するかです。時間があればいい起案もできると思いますし、苦勞をかけていますが、限られた時間の中でいい拒絶理由通知書を書くための工夫も検討しながら進めてもらったらいいなと思います。

仁木 いま松崎さんが言われたように、自分が言いたいことをきちんと伝えられる起案は本当に大事だと思っています。ちょっと考えてわかりやすく起案を書くというのは、多少時間がかかるかもしれないのですが、結果的に言えば審査が早く終わることにつながると思います。それをもう少しよく認識して、例えば自分ではわかると思ったものでも、たまに隣の審査官に「自分の文章でこういうことを伝えたいんですけど、これで伝わりますか」「この文献でこういうことを伝えたいんですけど、これだけでも大丈夫ですか」と意見を聞いて、そういうところで先ほど角田さんがおっしゃった「周りとの対話」をすることも重要なのかなと思います。

いままでと同じ質を保ちながら、量だけを単純に増やしていくとなると、働く時間を延ばすしかないわけです。それを時間を単に延ばすのではなく、効率的にやるためには各個人が何か工夫をしないとうまくいかないと思いますが、どういうところで時間を削っていくのか私なりにいろいろ考えると、こんな工夫もあるのではないかと考えています。

今は同じ分野を複数の審査官で審査しているケースも結構多いじゃないですか。そうすると、自分が探して見つからなくて困っているものもほかの審査官の人が知っているかもしれないですね。そのサーチのノウハウとかいままでの経験を共有化することによって、必要以上にかかっているサーチの時間を短くできるということは、往々にしてあるのではないかと思います。

私が4月に技術調査課から審査室に戻って一番感じたのは、審査室はすごく静かだなということです。私ももっと積極的に審査官補や周りの審査官と話せばいいんでしょうけど、周りがシーンとしていると話がしにくいところもあって、なかなかできていませんが、われわれぐらいの年代の人がもっと積極的に職場の雰

囲気づくりを考えていかなければいけないし、それが審査官同士の経験の共有につながって、結果的にはバラツキのない迅速な審査につながっていくのかなという気がしています。

野村 いい審査をしていくためにはいろいろな人と意見交換をしていくのが効果的だけど、その割には審査部の雰囲気静かで一人で黙々とやっているというイメージで、少し矛盾しているところがあるということですね。

仁木 個人的な審査の進歩性のバラツキは、皆さん審査官補の間にみっちり鍛えられるので、審査官になるとほとんどない状態だと思うんです。ただ同じ分野を審査している審査官同士のバラツキは、個人が努力をしてもなかなか埋まっていけないと思うんですね。

関連した出願でもやった人によって結果が違くと、外の人から先ほど技監がおっしゃったようなご意見を頂いてしまうことになってしまうと思います。そういった意味で、特にグループ内については、決まった時間を取るのではなくても5～10分でもいいので、積極的にいろいろ話をするを意識すると全然違うのではないかという気がします。

技監 グループの皆さんの協議はどうですか。仁木さんはグループリーダーをされているのですか？

仁木 いえ、していません。私は4月から併任前に所属していた審査室とは違うところに異動したこともあって、審査官補の方や私よりも若い審査官の方のほうが技術的に詳しいところもあるので、私は1日に何回もいろいろな人に話を聞くこともあります。今の自分の審査について、他の審査官はどう思うのか、ほかの審査官の考え方に対して自分はどう思うのか、できるだけそういうことを議論しながら私も勉強させていただいて、全体としてバラツかないようにということ意識しています。

幸い私の審査室の皆さんは、私が話しかけてもきちんと答えてくださいますし、乗ってきてくれるので、私はいま非常に楽しく仕事をさせていただいています。技監 お互いの考え方を参考にしながら、出願人の方から「同じ技術分野で、同じような内容なのに審査が違うじゃないか」と言われることのないように、同じような出願については相談しながらやるということがだんだん広がっていくと、JPO全体として、いい組織

的な審査評価をもらえるのではないかと思いますね。

野村 そのへんの相談できる雰囲気というのは、どうしたらいいのでしょうか。実は私は去年審判で面接出張へ行って、ある案件について面接していたら「この案件は審判にかかってやってもらっているけれども、一連の技術に関する出願で、いくつか未着手の案件がある」と言われました。同じような技術に関してバラバラに審査されてくるということでした。

何でそうなっているかという、審査請求の時期はほぼ同じだったのですが、対話の関係で一部のみ審査され、しかも査定まで済んで、審判まで来ている。一方、一部はまだ未着手の状態だったということです。そこで、「関連出願があるので一括してやってもらうよう審査室に要請してください。」と代理人に言ったのですが、そのへんは皆さんどうお感じですか。どなたか意見はありますか。

角田 確かにそういう事態になってしまって、こちらとしてはみんなそろっていなくて申し訳ないと思うことはありますが、なるべくそうならないように案件を見ています。グループ内でも、この案件とこの案件は内容も同じだし審査請求時期も近いというような話をすることがあります。たとえば私の担当は光通信なんですけど、特許審査第一部の光デバイスに関係があって、連番の案件の一つが光デバイスにあったため、その審査室と「この案件は似ているから一緒にやったほうがいいね」という話は部を越えてやっています。

だから気づいている範囲では、できるだけそうならないように、まとめてできるようにしていますが、どうしても漏れが出てくることはありますね。

野村 その案件はどのようにして気づかれたのですか。量が求められている中では難しいところはあると思いますが、もしもそれがきちんとまとめられて審査されるのであれば、すごく効率的なことだと思います。角田 今回のパターンは、ちょっと難しい案件があったのでグループ内で話し合ったものだったんです。たまたまそれがだれかに引っかかって「これは見たことがある。この間話し合ったものだ」という事例なのですが、たまたましかないかもしれないですね。

技監 関連出願連携審査とか、発明者の名前とか分類をまとめて会社ごとに関連するものをまとめて見るとか、そういうことで気がつくかもしれませんね。同じ審査室であれば審査官も一緒にやるとか、部を越えた場合でもできるだけ近づいてやるとか、いろいろ工夫しながらやっています。いろいろな制約があって、検索外注の問題とかいろいろな問題もあると思うのですが、そういう気持ちでやっていただくと、少しずついい方向に行くのではないかと思います。

2. 特許審査のための庁の取り組み

野村 では次の話題として、迅速かつ確かな特許審査のために行っている庁の取り組みについて議論したいと思います。

たとえば任期付審査官の採用、検索外注の拡大、国際審査協力、特許法改正など、現在いろいろな施策が並行的に進められています。先日も外国への出願の優先基礎となった出願の優先的な着手について新聞記事に取り上げられました。それらの取り組みに対する評価と今後の展望について、技監はどのようにお考えでしょうか。

技監 審査処理の取り組みは皆さんよくご存じですが、任期付審査官500名を5年計画で採用して審査官の数を増やしていく、従来から行っている検索外注をできるだけ増やして皆さんのサーチの部分の手助けをってもらう、それからもう一つは海外から来る出願も結構多いものですから、海外の審査官がやったのと同じことをしないように、できるだけ利用して、省力化して、重複した作業をなくしていこうということです。それが量的な皆さんのパワーというか、審査をする能力というか、英語で言うケーパビリティを高めてい



くこととなります。

それからもう一つは的確のほうで、質の向上ということ。「特許の審査はだれでもできる」というものではなくて、やるべき審査、判断をきちんとやっていくということで、先ほど言ったように審査官相互の協議でレベルを合わせていく。それから各分野での進歩性はどういうレベルが適切なのか、グループ内でも審査室でもきちんと見てもらう。そのために先行技術調査が適切にできるようなデータベースや検索ツールをできるだけ改善していくということです。

またサーチャーの人に皆さんの先行技術調査を代わりしてもらおうということで、サーチャーの方の能力も磨いてもらう。また、IPDLの先行技術調査の環境を整備して、同時に、審査官の皆さんのサーチノウハウを少しずつ勉強してもらって、民間のサーチャーの方が検索スキルを磨いていい先行技術の調査ができるようにしています。これらはわれわれの審査に関するものですが、もう一つはユーザーの方に、知的財産の管理、特許管理を一層高度化、強化してもらうことをお願いしているところです。

また知的財産の管理をするために各企業の情報を共有してもらおうと、知的財産戦略事例集を発行して参考にしてもらっています。特許庁だけでは迅速・的確な特許審査は実現できないものですから、企業の知財管理を強化してもらって、皆さんが見る出願の質的な面を上げてもらうよう出願人の皆さんの協力も得て、この難局を乗り切っていくことを進めています。

制度面から言うと、いろいろな改正をしてきました。先行技術文献の開示制度を導入しましたし、補正もきちんとやってくださいということの制度化もしています。それから料金的なインセンティブも持ってもらうように、審査請求した後に見直して出願の取り下げをする場合には審査請求料を返還するという制度も入れて、より効率的に特許の権利を取ってもらうようにしています。そういったことをさらに実行ベースで効果が上がるように進めていきたいと思っています。

それから海外との関係では、世界の特許出願は1995年にWTO TRIPSができてからずっと伸びていて、95年当時はトータルで93万件だったものが160万件ぐらいになっています。そのうち海外に出ているものが66万件あって、半分がPCTルート、半分がパリルートで

す。日本にも海外から6万ぐらい出願されていますし、アメリカは出願が40万を超えています。20万件が海外から入ってきています。お互いワークロードが非常に大きくなってきたので、いま三極の間で「海外に出ていく出願についてサーチと審査のシェアリングをより一層しようじゃないか」という議論をしています。

ご存じのとおり、もう特許審査ハイウェイが動いています。「日本から出ていくものは第1国でまずサーチをして、その結果を第2国で使えるようにしようではないか。日本から海外に出願されるときには、優先基礎出願は日本にあるから、それを日本が最初にやることはできないか」という議論をしています。

日本には審査請求制度があって、3年間審査請求されなくて海外で先に着手するというのも現に起こっていますが、どの特許庁も非常にワークロードがかかってきているので、世界に出ていった出願は第1国のほうで先にできないだろうかという議論をしています。それに対するJPO（日本特許庁）の対応をこれから検討していかなければいけません。

最近開催された日米欧中韓の五大特許庁長官会合でも、「国際的なワークシェアリングをしていかないと滞貨で各庁がつぶれてしまう。国際協調をさらに進めよう」ということが議論されて、それにどう対応していくかがわれわれの課題になっています。

野村 日本の審査を先にやらなければ、海外ではもう審査しないということになるんでしょうか。

技監 しないというよりも、海外の特許庁での審査の着手時期に間に合うように第1国ができるだけ早くサーチ・審査をする仕組みができないかということです。そうするとワークシェアができますね。そういう仕組みでできないかということ、いま議論しています。

日本企業の出願を見てみると、海外で審査に着手するとき日本ではまだ審査請求もしていないものもあります。外国の特許庁では日本文献は探しにくいから、日本の出願についてはJPOのサーチ結果が欲しいというのが各国の要望です。ヨーロッパからもアメリカからもそういう要望が出ています。いままでは各国のルールに従っていればそれでいいじゃないですかという時代だったんですが、「これだけたくさん海外に同じ出願が出ているので、技術の近い文献が多くある第一国から先にサーチ・審査をして、国際的に協力しなが

らやっていこうではないか」と提案されて、いま議論をしているところです。

野村 そういうことで言うと、一番問題になるのは日本でしょうね。

技監 審査請求期間が3年というルールになっていますから。海外に出ていく出願については、日本企業の皆さんにできるだけ早く審査請求してもらって、われわれとして早期に着手できるような仕組みにすれば、最終の審査結果は出なくても、アメリカやヨーロッパが審査するときに少なくともサーチ結果は使ってもらえるのではないかとということです。

そういう協力関係を作る関係で、「優先基礎出願を早く審査できないんですか」ということが問われているので、まだ決まったわけではないんですが、そういう方向になるのではないかと思います。

野村 いま技監からパワー面とか審査の質のアップ、ユーザーの強化、制度面、海外協力と、いろいろなお話がありましたが、多面的に対応していかなければならないということでしょうか。そのへんについて審査官の皆さんはどのようにお考えですか。

技監 いま申し上げたのは審査の量を増やしていかなければいけないということではなくて、審査をする順番です。海外にも出願されるものを早く審査着手することができないかということで、トータルのやる量が変わるわけではないんですね。手続き面で検索外注ができるとか、できないとか、多少あるかもしれませんが、そこはそう大きな問題ではないのではないかと思っています。

野村 内部運用で優先基礎を早くやるという感じですか。

技監 そうですね。そういうことを海外の特許庁から要望されています。日本は3年請求制度があるから、皆さんが海外の審査をするときにはファミリーを見れば、もうEPOでサーチレポートが出ているとか、アメリカの結果が出ているということで、海外の特許庁のサーチ・審査の結果が利用できるんですが、逆に日本企業のもがヨーロッパやアメリカ、また途上国に出願された場合、海外の審査官は「日本の審査結果が出ないからどうしようかな」という状況にあります。

それが事実としてあるものですから、そういったところをどうしていくかということですね。5月に五大

特許庁長官会合がありました。このような取り組みについていろいろ議論を進めているところです。要は皆さんに世界で最初にサーチ・審査をやってもらい、その結果を世界の審査官に使ってもらうということですね。もう、そういう時代が来つつあります。

松崎 この間出願人の方と面接をしたときに、発明者の方に審査ハイウェイと早期審査の実務的な違いについて尋ねられました。出願人サイドから見てもハイウェイの制度は結構魅力的で気になるのかなという印象があるので、そういう制度はあったほうがいいと思いました。

去年うちの審査室にEPOの審査官が国際審査官協議で来られて案件協議をしたんですが、うちの審査室の分野は世界的に日本企業が強いので、日本の文献を見なければいけないところが多くて、EPOのほうで審査をしたときに見つからなかったものが日本では当然見つかったりします。それをEPOでも引用しているので、日本の企業は日本がサーチするのが一番効率的です。日本語だし、当たり前なのですが、その方向に行ったほうが世界的に見てもいいのではないかと思います。

仁木 優先基礎出願について早く日本で着手するとなると、一番難しいのは、審査請求との関係になると思います。早く着手するとは言っても、審査請求されなければできませんし、審査請求のタイミングは、企業の知財戦略とも関連してくるので……。

先ほどお話に出た知財戦略事例集の仕事をさせて頂いて、多くの企業を回らせて頂いたのですが、「出願から2年半経ったところで審査請求の可否を検討しているんです」というケースが多いんですね。そうする



仁木 学
(にき まなぶ)

.....
特許審査第二部
運輸
平成13年入庁

と、どうしても審査請求は2年半後になってしまうわけです。それで本当に権利化を急ぐごく一部のものは早期審査請求をする。

一方で、一部の企業では「出願するときに外国出願するかどうかも一緒に検討して、すると決めたら出願と同時に審査請求もしてしまうんです」という企業もあります。

いまの知財の盛り上がりの中で、各企業がどうやって知財をうまく経営に活用していくか試行錯誤している段階なのかなという印象があるので、優先基礎出願について早く日本で着手するみたいな話は、きちんと説明すれば出願人の方にも理解していただけたと思いますし、早く審査請求して、制度を活用するということも十分にあるのではないのでしょうか。

そもそも外国に出願するものは、審査請求をするケースが多いのではないかと思うので、日本の企業の知財戦略がより深化していくと、自然に外国出願については審査請求のタイミングについても適切に判断されることになってくるでしょうし、その結果、早く審査請求されるものが増えれば特許庁としても何らかのアクションが取れるようになると思います。

したがって、外国出願と審査請求について、何を外国に出願すべきか、審査請求をいつのタイミングでどうすべきかをよく考えていくことが重要なんだということを、特許庁として推奨していくしかないと思います。構造的に「ある時期が来たら」という処理をするような知財管理をしていると、そもそも難しいと思うんですね、そういう戦略的な判断をするということは。

審査が早く的確に行われることは出願人にとってもメリットですから、そういう観点から早期の審査請求をご検討いただくことはできると思います。

野村 一部の企業では出願と同時に外国出願をするものの審査請求までやってしまう。

仁木 出願するときに外国出願も検討し、どのように権利を活用していくのが明確になっている企業であれば、必ずしも審査請求だって3年待っている必要はないわけですね。そういった観点で積極的に審査請求を早く行っているところもあったように記憶しています。

角田 私も2年前特許審査第四部調査室にいたころに、企業コンタクトで何十社と回ったことがあるんですが、「特許を取るタイミングが大事なんだ。何でもかんでも

早くやってほしいのではなくて、欲しいものを、そのタイミングで欲しい」という意見をよく聞きました。

外国に出願して、日本に出願して、日本ではもう少し後に特許が欲しい。いまは審査請求をするタイミングじゃない。それがユーザーの気持ちなんだというときに、外国から「日本は何で審査が遅いんだ。何でやっていないんだ」と言われても、それはユーザーの戦略とも深く関わってくるんですね。

そこでどうバランスを取っていくか。まさに難しい問題だと思います。確かにワークシェアリングは大事だし、裏を返せばそれは直接企業の利益になるはずだけど、企業には企業の事情があって、審査請求していないものにはそれなりの理由がある。ヨーイドンでどっちが早いという単純な競争はユーザーを置き去りにした議論になってしまうという気持ちはありますね。

野村 外国出願をするけど国内では審査請求するタイミングじゃないというのを戦略にしている企業もある。

角田 そういう考えもあることは自然だと感じています。中川 化学業界だと、審査請求するかどうかが考える時間は長いほうが好まれるというのは技監もご存じだと思いますが、業界コンタクトに行くときよく、7年を3年にしたこと自体「やめてほしかった」と言われるんですね。プラントを設計するにもすごくお金がかかるから、それぐらい経って見極めないといけないということで、単に2年半後に検討するというよりは、むしろギリギリまで見極めてというかたちが多いようなので、審査請求のタイミングは業種にもよるのかなという気がします。

そういう意味でもオプションになっていたほうが、使い勝手という面ではユーザー・フレンドリーなのかなと思うんです。また、審査請求そのものが日本独自の変った制度だということや、いずれファーストアクションはすぐという時代が来ることを考えれば、ワークシェアリングだけを押し出すのではなくて、そういう要素も考えながら施策を探るんだという姿勢が必要なのではないかと思います。ワークロードの軽減という、企業側はどうしても役所の都合だと受け取ってしまうと思うので、もう少し先を見据えた説得論があればいいのかなと思うからです。

技監 アメリカにはないですが、韓国、中国、ドイツ、

ヨーロッパも審査請求制度があるんですね。その中でどういうふうに国際出願をして、国内の出願はどういう戦略を取っていくかということが大事だと思いますが、「国内だけ遅くて、アメリカは早くやってくれというのは一体何なのか」という指摘もあります。

これだけグローバルな世界になった中ではお互いにルールをつくって審査をしていくこと、仁木さんの言われたような企業の戦略と世界のルールとの関係というか、EPOとかアメリカ、中国、途上国にも出願するので、「途上国は日本より先に審査をやれということが本当にいいかどうか」「グローバル化した世界で国際協力はどうしたらいいんでしょうか」と企業の皆さんに問いかけていくということかなと思っているんですね。

化学の分野は出願人の方にとっては確かに長くあっていいと思うんですが、アメリカでは出願したら2年ぐらいで特許性について ×が出てくるので、「何でアメリカでは早くて良くて日本はだめなんですか」と、アメリカからすると変だと思わけますね。ですから、その辺のいままでの常識をもう少し違った角度で議論していかないといけないし、特許庁の都合だけではできないと思うので、ユーザーの皆さんの意見を聞きながら、また、審査官として各国お互いに切磋琢磨して、できるだけいい仕事を世界に発信していくことだと思います。

ただ、先ほど松崎さんがおっしゃったように、日本の技術は日本に一番蓄積していますから、日本の公報を検索して特許になる、 だと思ったら、だいたいアメリカに行っても特許になる、 になるという情報をユーザーに使ってもらうように、戦略の転換というか、見直しというか、高度化を問いかけていったらどうかということですね。

野村 現在のユーザーの要求と世界の要求にずれがあるので、それをどう調和させていくかというところでしょうか。

技監 特許制度は、世界のユーザーがお互いに利用している制度なので、あるところに全部負荷がかかっていけないし、日本の審査官の審査はものすごく評価が高いですから、最後にJPOの審査官が審査すると、他庁が審査を終えてから重要な文献が見つかるということになり、世界での権利の安定性からみて一番危な

い状態にあるんですよ。日本の審査官はスクリーニングで明細書も全部見て、ずばりの先行技術が「ここにある」と探せますけど、外国の審査官は探せませんから、日本の審査が遅れば遅れるほど後で権利の安定性は危うくなるということもあります。それは外国の方からも言われています。日本の審査官のやっている仕事というのは評価されていますから。

野村 その他の取り組みについて意見はないですか。
角田 気になるのは検索外注です。処理に直接結びつくのは検索外注の成功が鍵を握ると思いますし、IPCC以外に検索外注機関がいくつか増えていますが、審査四部はIPCCの他にまだないんです。

どの検索外注機関もみんな質が良ければいいとは思いますが、そんなに理想的には行かなくて、むしろこちらが最初に教えることが多くてサーチャーに「こうやってサーチをするんだ」と指導する負担が多いと、若干立ち上がるのに時間がかかると思います。これは想像ですけど、審査処理促進じゃなくて外注機関への教育になっているということが起こっているのかが気になっているところです。

中川 起きています。新人サーチャーさんの採用時期や外注機関側の教育事情からか、どうしても「いつもこのテーマにはりつける」ということをせざるを得ないらしくて、その時期はある担当官は毎日指導になってしまっただけで処理どころではないんですね。

うちの審査室は審査官の数よりもサーチャーさんのほうがかなり人数が多くて、アンバランスになっているので、対応も難しいですね。出てきたものも、もう一度サーチし直すことがあります。



中川 淳子
(なかがわ じゅんこ)
.....
特許審査第三部
高分子
平成11年入庁

野村 最初の指導負担は大変ですが、何年か経つとサーチャーもベテランになって楽になってくるのではないのでしょうか。

中川 技術を習得された頃にはお辞めになるというのが現実です。それから審査官側としても、新人さんがサーチを学ぶ案件がなくなるという問題があります。うちはほとんどが対話型審査になってしまっているので、新人で入ってきた人が自分で一からサーチをする機会がほとんどないんですね。

新人さんが入ってきていきなり対話型審査はできないので、なるべく（対話をしないで納品される）通常納品型のものを回すんですが、そうそうタイミング良くは納品されないし、数も足りないし分野も偏ってしまうので、サーチャーさん教育も新人さんの教育も大変です。

野村 そのへんの事情につき、入庁されて間もない松崎さんはどうでしょうか。

松崎 光デバイスでは、まさにいま第二のサーチ機関が入ってきて、今週初めて対話をしたという方が何人かいらっしゃいます。みんな構えているんですけど、印象としてはそれほど悪くないと。たまたまかもしれないんですが、思っていたほどではない。「昔のIPCCの立ち上げのころと比べて」という感じだと思いますが、研修館の教育もしっかりしています。

もともとこっちは構えていて、新しい外注先にはベテランの中堅以上の人を張りつけて指導してもらうように、指導負担があるのは当たり前という感じでやっていたので、現状のファースト・インプレッションとしてはそれほど悪くないです。ある程度回ってみないとわからないので、ちょっと不安ではありますが……。ただ実際問題として外注件数を増やさないと無理だろうと思うので、長い目で見たらしょうがないかなと思います。

ほかの審査室に聞くと対話が負担という方が多いのですが、うちのグループは「対話のほうがいいよね。品質を考えると対話のほうがいいじゃん。多少手間がかかってもチェックできるから」という感じです。

通常納品は対話型と異なりすぐに追加検索を依頼することも出来ず、つき返したくてもルートがない。民間から来た人間としてはすごく納得がいなくて、検収印を押してやっと納入だということがないルートが

あるのはよくわからないし不思議なシステムだと思います。

だから負担もあるんですが、通常納品よりはある程度コントロールできる対話でやっていく方が良いでしょうし、外注先が増えることで各外注機関にも多少競争意識が出てきてくれるといいなと思っています。

前は「言いたいことを言ってくれ」と向こうから言ってくることはなかったんですけど、新しい外注機関ができたら「いろいろなことを言ってください」と向こうからお伺いがあったので、競争してもらおうというのは大きな方向性としてはいいと思います。いくつかハードルはあるとは思いますが。

野村 仁木さんのところは複数のサーチ機関が競合している状態ですね。

仁木 私もまだ3カ月ぐらいですが、特段機関の差によるサーチ能力の差は感じていないですね。新規のサーチャーの立ち上げに立ち会ったことはないのですが、この負担がどれほどあるのかわかりませんが、将来的に成果を上げる事業を立ち上げるためには、最初に負担があるのは当たり前だと思うんです。

ですからそういう意味で、ある程度の教育負担は覚悟する必要があるので、中堅以上のベテランの審査官が費用対効果を考えながら指導するとか、先方にベテランのサーチャーさんがいたら、そういう方が指導官みたいなかたちでやる体制をつくれれば、そこは何とか行くと思っています。私は個人的には、機関が違うからという意識はあまり強く持っていないですね。

技監 サーチャーであれ、審査官であれ、育ててもらおうというのは非常に難しいことですね。審査官だと2～3年かけて一人前になってもらうんですけど、サーチャーの人は研修が終わるとすぐ対話というかたちで、立ち上がりがなかなか難しいということがあります。

新人さんが来ると何も知らないから、基本的にはIPCCであれ、どのサーチ機関であれ、サーチ機関の人に教育してもらうことが基本ですが、審査官がしてほしいサーチをやってもらうには、少し手間ですけど「こうしてほしい」「ここはだめですよ」とコミュニケーションを取らないと、なかなかかゆいところに手が届かないこともありますね。すぐには行き届かないで苦労しているなということがあって大変だとは思いますが。

それとサーチャーさんの評価については、審査官の意見で「こうしてください」「改善してください」ということがいろいろありますね。それはきちんと審査長にフィードバックできるようになっているので、そういったものを使ってサーチ機関にフィードバックしたらいいと思います。

松崎さんから競争ということが出てきましたが、光デバイスの分野、自動車分野は競合関係にあるので、量ではなくて質の競争をぜひやってほしいと思っています。審査官が同じサーチをしたら元も子もないので、審査官の肩代わりができるような質のいいサーチをしてもらう。その競争をしてもらうようになっていけばいいなということですね。皆さんの意見をフィードバックして、サーチ機関の人にも努力してもらうようにしたいと思います。

野村 ほかに何か意見がありますか。

中川 別に外国の制度をそのまま導入するのがいいとは思わないんですが、去年三極審査官会合でEPOに行ったときにすごいなと思ったのは、分野横断的というか、全体の教育システムがちゃんとできていることです。指導審査官に対する研修があって、どういう人を育てるべきかというベースがちゃんとあって、その認識を共有したうえで教えていくという、ここはJPOにはない観点だと思いました。

いろいろな国の人がいるので、バラバラなベースをさらに一緒にしないといけないという事情の違いはあるかもしれませんが、どうもJPOは指導審査官個人にお任せという感じが見えます。それだと人が変わるときに苦労もするでしょうし、相性だの何だのいろいろ問題が起きるので、無駄な摩擦を防ぐためにも教育に対する一貫したベースが必要だと思います。

いま新人さんを担当しているのですが、研修期間の指導方法について、研修委員会から審査室に丸投げされて、審査長から指導審査官に丸投げされていることが多いので、結局何をどうすればいいんだろうというところがあります。もちろん個人に合わせた指導が必要だとは思いますが、ほかの部の知り合いに取り組みを聞いてみると、部によって書きぶりが違うらしいんですね。

3行で終わるところもあれば、ページを割いて細かいところまで踏み込んでいるところもあって、そもそ

も部によって違うことをする必要のあるのかということと、どうせ違うのであれば「去年のこの部のこの対策はとても良かったので、来年はほかの部にも広げよう」というフィードバックがあってもいいのではないかと思いました。毎日試行錯誤している身としては、もう少し体系だったものがあってもいいかなという気がします。

技監 いい指摘ですね。何百人もの指導審査官が任期付の人も新しく入ってきた人も教育してくれていると思うんですけど、いま中川さんがおっしゃったのは、お互いに相談するとか、こういう方針でやろうと共有できるものがあれば非常にやりやすいのではないかということですね。

各部でいろいろな技術があるから、多少独自性を出してやっているんだろうと思いますし、研修委員会で議論をしていると思いますが、こういうことをしているんだろうかと自問自答しながら指導されているんだろうと思います。それを相談できるシステムがあれば、指導審査官の負担も少し軽減されるのではないかと思うので、研修委員会で部横断的な研修の仕方を考えられないかどうか、課題としてもらって検討してみましよう。

野村 EPOは日本よりも研修がしっかりしているんですか。

中川 そんなに詳しくは見えていないですが、研修システムはしっかりしているようです。私は指導審査官の研修があるというのに非常に驚いて。日本の場合は、ある日突然「指導審査官になって」と言われて、自分がやったことを思い出しながらやっているもので、どうしても人によってバラバラの指導になってしまうと思います。いろいろな人についていろいろな考え方を学ぶというのももちろん有用ですが、審査官ごとの判断のバラツキを防ぐということを考えると、あまりにも個人任せの指導では、どうかなと思います。

技監 EPOと国際審査官協議をして、いいものを見つけて帰って、EPOにあってうちにはないものを移植してJPO流に改善していくという視点は非常に大事だと思います。人材育成でも検索システムでも、皆さんのところから審査長なり私に上げてもらって工夫・改善できればと思うので、ぜひ遠慮なく出してほしいですね。

野村 その他の取り組みについてはいかがですか

仁木 今日松崎さんが御出席されていますが、任期付審査官の採用が始まったことはすごく良かったと思っています。私は大学院を出て、すぐ特許庁に入って審査を始めて、民間企業の経験もないという状況です。審査をやってきたので、出張とか面接を通じて出願人の方の考え方や意見を知るくらいだったんですが、任期付審査官の方と意見交換をすると、審査官と出願人という立場で話をするのと比べて、より出願人の立場、発明者の立場の本音に近い意見交換ができています。だから、我々にはない民間経験とか、先ほども話しましたが拒絶理由のどこが読み取りにくいのかとか、今後の展望とかそういう話をもっとたくさんして欲しいと思うんですね。

審査官の中に占める任期付審査官の割合が非常に高くなってきていますし、特許庁に新しい血が流れているようなイメージだと思うので、そこでお互いに切磋琢磨することが、いままでの特許庁を大きく変える一つのきっかけにもなるという認識を持っています。

それから、任期が終了して皆さんが「知財人材」として特許庁外で働かれるときに、特許庁の中に残っている我々と共に特許庁内外から日本の知財を支えていく関係が築けるのではないかと期待を持っています。そういった意味で、任期付審査官の採用が始まったことは、審査の量が伸びるということ以上に、審査や特許庁そのものの質という観点から見てもとてもいい効果があるのではないかと思います。これはぜひ言いたいと思っていたことです。

技監 角田さんはどうですか。

角田 私は任期付の方の指導官の経験があって、私より年配の方だったので気も使ったんですが、いい緊張感がありますね。特許に関しては私のほうが経験があるので、伝えたいことはたくさんあるんですけど、人生経験なり技術については私よりはるかに知っているところが多くて、指導しながら逆に教えてもらったり、ですます調で「～ですよ」という感じでやっていると、何かいい関係になるんですね。持ちつ持たれつで、本当に任期付の方の与える影響は大きいと思います。

野村 松崎さんは、民間企業の経験から特許庁を見ていかがですか。

松崎 変わっているなと思うことはたくさんあります

けど、4年目でだいぶ慣れてきたので。

「コミュニケーションで民間のいろいろな経験を」というのは、任期付の側からは言いにくいところがあるので、聞いていただいたほうがいいかなと。こっちとしては入ってきた側で、システムを学んだり、自分が合わせる方向が必要だと思っているので「昔はこうだった」と言うのは何か変じゃないですか。「どうだったんですか」と聞いてもらえると嫌がる人はいないと思うのですが、自分から言うのはさすがにちょっと勇気が要りますね。

仁木 審査官同士もそうですけど、もう少し歩み寄って話し合うということが重要だと思うんですね。サーチャーさんに対してもそうだと思います。審査官はサーチャーさんのことを考えて対話しなければいけないと思いますし、サーチャーさんは審査官のことを考えて対話をする。そういうお互いの信頼関係みたいなところですね。

松崎さんがもともと特許庁にいた審査官に対して言いにくいというのは、やっぱり審査官からそういうオーラが出ていて、自分の意見を言いにくい雰囲気があると思うんですね。そういうところはわれわれぐらいの年次の人を中心に、聞きたいことは聞いていく、風通しを良くするというのをみんなが意識する必要があります。

野村 座談会の最初の話題にも出てきましたように、コミュニケーションを取るとずいぶん改善される余地があるということでしょうか。

仁木 何か新しいシステム、制度を導入するというような手段を探すよりも、一人ひとりが、もう少しコミ



コミュニケーションを強めていくという意識を持つと、だいぶ違うのではないかと思うところはあるんです。ただ、これは漠然としていて具体的ではないし、個人個人の考え方の問題なので、庁として取り組むというレベルのものではないと思うんですね。

でも、みんながそういう意識を持つと、現在庁が行っているさまざまな施策もより有効に機能するような気がします。

技監 任期付の審査官は最初に弁理士の資格を持った方を3名採用して、その次は98名の方に来てもらいましたが、私は非常に心配していたんです。初めて民間から入ってきて2年で審査官になってもらうというので27～28歳から50代の方に来ていただいて、年下の審査官に指導してもらって、お互いにやりにくいかなと思ってはいたんですけど、3年経って聞いてみると、お互いがいいものを吸収しようとしていて非常にうれしいですね。

松崎さんはおそらく専門のところについては非常に自負心を持っておられて、技術は前からいる審査官よりはるかに上だという自信があり、審査官は審査の方では経験があるということで、お互いに吸収し合ってやってもらって、うれしく思っています。

特に技術については、審査官も任期付審査官の方からずいぶん勉強してくれた人がいるのではないかと思いますし、任期付の方が持っているexpertise（専門知識）を吸収して審査に役立てることができて良かったなと思っています。孤立せずに、融和した中で居心地良くプロとしてやってもらえればと思うので、いまお話を聞いていて非常にうれしかったですね。

3. 特許審査の将来展望

野村 では次の話題に移ります。現在の取り巻く状況や外部からの期待もわかりましたし、庁の取り組みもいろいろあるということですが、このような現状や外からの期待を踏まえ、将来望まれる特許のシステムとはどのようなものでしょうか。2013年に滞貨がなくなって当然変わらざるを得ないという状況ですが、その中で求められる理想の特許審査とはどのようなものなのか、まず技監からご意見をお聞かせいただけませんか。

技監 いまの最大の課題は2013年に向かって仕事をしていくことですが、その後どうあるべきかということ、特許審査は強力な権利設定、排他権の設定ですから、だれかがきちんとやらなければいけません。どういうものをするかということ、当然特許審査には要件がありますから、ぶれのない安定した特許を設定していくことが一番ですし、これはだれがやろうと変わらないと思います。

ただ制度がどうなっていくかということ、今までは各国特許独立とか内国民待遇という原則がありましたが、世界各国が相互に協力して世界の特許制度を動かしていくようになると思うんですね。

よく世界特許と言われ、ユーザーの方からは「1アプリケーション、1サーチ、1イグザミネーション、1パテントが一番コストがかからなくて、世界中で権利保護をしてもらえるからいいんです」とおっしゃいます。これは理想的な制度ですが、言語や司法の問題もあってなかなかできないだろうし、欧州でさえ共同体特許はまだできていないですね。

審査を一つだけにして、全部相互承認で認めてしまうということは、ヨーロッパ特許はできていますが、それを越えて日本とかアメリカと一緒にできるかというと、これは先の絵で、なかなかすぐには行けないという状況があります。

そうするとサーチと審査で、そこを相互に利用してやっていこうということが現在起こっています。優先基礎出願を早く審査して、それを世界で使っていくということですね。たぶんサーチの結果、審査の結果、進歩性のレベル、開示の要件に違いが出てきて、例えば仁木さんが審査されたものがアメリカに行くと結果が違ったり、逆もあったりすると思いますが、国際審査官協議をしながら、それがだんだん収斂したところで「国内特許も海外に出ていくものも同じようになる」というふうになっていくと思います。

特許制度は一つが理想だけど、すぐにはできない。相互に認め合うのも国境を越えてするわけにはなかなか行かない。だから中間のところでは皆さんの審査したものをシェアして、できるだけコストのかからないようにして良い特許をつくっていくというところで収斂させていく。そのために実務と制度を合わせていかなければいけないと思います。

ハーモの世界を見ると、アメリカでは先願主義だとか、12カ月のグレースピリオドを合わせて調整してやっていくという制度調和の活動を20年来やっていて、なかなか収斂しないけれども、願わくば今年、来年あたりに収斂して世界の制度の調和ができるといいと思います。

皆さんが審査官協議で米国の審査官と話したり、ヨーロッパの人と議論したりして、世界に通用するような審査をしていくというのがこれからの方向だと思っています。

角田 正直言って、審査官は不安に思っているところがあると思います。サーチの質の話なんですけど、日本人は当然日本語の文献を調べるのは得意ですね。いまは各審査官が頑張って外国の先行技術文献も調べていますが、当然限界があると思うんですね。もし「日本の審査官は中国語も勉強しろ。韓国語にも精通しろ。英語は当然だ。世界中の文献を調べられる審査官でなければだめだ」と言われてしまうと、それは人間技じゃないという不安があるのではないかと考えています。

アメリカ人は日本語を読めないと思いますし、そういう方向に進むのはどの特許庁の審査官も同じように難しいことですから、そこはお互いに自分の得意なところをサーチして、世界的にサーチが完璧にできているものを協力してつくれるという状況が、審査官の一つの理想なのかなと考えています。

技監 サーチ、審査結果の相互利用を完璧にしなければいけないかという、それはできないと思うんですね。だから日本語で、あるいはもう少し手を広げて英語で見るべき先行技術を見ておく。そういうかたちでわれわれのできる範囲のデータベースを充実して、イクイバレントな文献を日本語でサーチして判断しておけば、新しい先行技術がドイツ語で出ても日本の審査官はもう日本語で見ているということがあります。それはそれで特許審査にとって問題はないわけですから、そうなってほしいのではないかと思います。

いつも言語で分けて協力すると、各国特許庁でいつまで経っても良い一つひとつのサーチはできないし、国内特許の質も上げられません。国内特許も海外に出て行く特許も同じように質が上がっていくように、日本の審査官が得意なデータベースを使って、結果的にいい権利設定をしていくということだと思います。

野村 直接中国語の文献などにアクセスするのは、むずかしいことですので、データベースの整理が重要だということでしょうか。

技監 中国や韓国のもは英語のデータベースにアクセスするとか、クワスター検索もあるかもしれませんが、日本語でカバーできる技術は日本語で見ればいいと思っていますから、そういうふうにやる方がいいのではないのでしょうか。

仁木 その国で優先基礎出願を一番最初に審査するのは、それを目的としているところがあるのかなと思います。日本の出願人は日本に出願しているの、まずは日本の文献できっちりサーチして、EPやUSでそれを参考にさらに審査するという形でしょうけど、それをしてEPとかUSでさらに文献が追加された場合、それが日本の審査官にフィードバックされるシステムになっているとすごくいいと思うんですね。

そうすると先ほど技監がおっしゃったような日米の審査の進歩性の判断のずれの部分がうまく解消することができたり、お互いのサーチに対する信頼関係が出てくると思います。

もうハイウェイが動いているので、たとえばハイウェイであれば、日本の審査結果を持って向こうに行ったときに、向こうの審査結果がちゃんと日本の審査官のところへフィードバックされてくる仕組みが重要だと思います。

技監 仁木さんが言ったことは担当部署の方で考えています。ハイウェイからアメリカへ行ったら、そこで先行技術のデータがあるかもしれない。そのときはフィードバックして、どうして日本で探せなかったのかを見ていこうと思っています。それはいいことですね。

それからPCTもありますね。PCTでサーチレポートを書いたけれども、ヨーロッパに行ったらもっといい英語の文献が出てきたという場合は、国内審査では漏れているかもしれないので、そこをどうしたらいいかを考えるということだと思います。

仁木 世界最高水準が達成されて余力が出てきたら、審査官もそういうところに注目しながら審査ができるようになるのかなと。現状では、そういうところに多くの時間を割くのは、なかなか難しいところがあるとは思いますが。

野村 処理件数が多いからですか。

仁木 外からも審査の量が求められているというのはひしひしと感じるので、もちろん無駄ではないとわかっていながらも、限られた時間を何に割り振るかという優先順位を考えたときに、他の審査関連の業務ではなく、量を考えて1件の審査を行うことはあると思います。2013年以降の将来的な特許審査の姿を考えた場合、審査の量のことだけじゃなくて、審査官がそれ以外に必要なことも考える余裕ができるといいなという気がします。

技監 質のほうに少し重点を置けるようにできたらいいと思いますね。

松崎 2013年というたぶん私がやめるころなので、そこから先のことを考えるとどうしても外部から見た審査官という感じになりますが、世界最高水準の速さと質になったら、それは出願人から見ても望ましいことだと思います。日本の審査が実質的に世界標準として利用されるようになってきたら、日本の出願人は日本の審査官と応答すればいいから、何を考えているのかとか進歩性の判断が非常にわかりやすくなるからです。

件数に追われていない状態で早くできるようになったら、何を考えているのかがちゃんと伝わるといいうほうに力点を置くべきだと思うし、そうしてほしいと思っています。

技監 いま言われたことは大事で、ユーザーの方が拒絶理由を見たときに審査官が言いたいことがなかなか伝わらないというのはいけないことですね。審査官の判断がおかしいと言っているのではなくて、判断した理由がよくわからないから対応がわからないということが多いため、そういったところに留意してやってみようといいと思います。

それはいままで民間を経験されて、特許事務所におられて感じられた部分だと思うんですね。とても大事な視点なので、皆さんだけではなくて、ぜひほかの審査官の皆さんにも知ってもらいたいと思います。

仁木 うちに5～10年いらっしやれば、出られた後も審査官に対して気軽にユーザー側のニーズを伝えていただけたらと思います。特許庁に電話をして、審査官にものを申す敷居の高さはどうしてもあると思うので、任期付の方が外に広がって、そういう敷居がどんどん低くなるのが望ましいと思います。

角田 いま敷居の話が出ましたが、理想の審査官像という話にしますと、一つは国際的に評価される審査官を目指すということ、もう一つはいまおっしゃられたように敷居の低い審査官、伝えたいことが十分伝わる、あるいは書面じゃなくても電話でやり取りできるような審査官の姿が一つの理想なのかなと。要するに国際的には尊敬・評価されて、しかもユーザーフレンドリーな敷居の低さを併せ持つというところが、審査官像として目指す方向じゃないかと思います。

4. 審査官への期待

野村 では最後になりますが、審査官への期待ということで、将来ビジョンを踏まえて、今後個々の審査官に期待することや、そのために要求される能力、役割等について技監から全審査官に向けてメッセージを出していただければと思います。

技監 毎年新人で入ってこられた方の研修とか、審査官になられるときの研修でいつも言っていることですが、われわれの仕事は独占権、排他的な権利を設定することなんです。これは出願人の方々本人にとってもそうですし、第三者から見ても非常に強力な権利ですから、審査官はそういった権利設定をする仕事をしている者だということによく留意してほしいと思います。

それから、審査官は、世界の発明者の財産権を決める権限をもっているわけですから、そういった方の発明をきちんと評価できる見識が必要になってきます。技術にきちんとキャッチアップして、法律とか、基準とか、判決とか、法令順守をしたかたちで中立・公正にジャッジできる素養をぜひ身につけてほしいと思います。

それと先ほどから言っているように国内だけではないので、国際審査官として世界標準になるような判断ができるということです。排他権がもらえるイノベーションのレベルを決めているというのはすごいことだと思うんですね。「このレベルを超えたら特許になる」というところを皆さんが判断していて、ヨーロッパ、アメリカ、日本、中国、韓国と多くの審査官がいても、審査で最先端を行っているのは日本だと思いますから、そういった自信を持って、「自分の判断が世界の

標準になるんだ」という気概を持ってやってもらいたいと思います。

先ほど松崎さんがコミュニケーションと言われたんですが、審査をするときには、特許性がある発明を含む出願については、どうしたら特許が取れるようになるのかということを示唆できるような拒絶理由をコミュニケーションしていくと、外部のユーザーの方から評価される審査官になれると思います。

審査を甘くしろというのではなくて、だめなものはだめと判断し、特許になる発明があるときには、どう補正すれば特許になるのが伝わる審査をしてもらうことが理想だと思っています。「時間がないのにそんなことができるか」と言うかもしれないけど、そういう気持ちを持っていただくと、少しずつ伝わっていくのではないかと思いますし、拒絶理由の趣旨が伝わるとユーザーからの評価もだんだん上がってくると思います。これが私が審査官に期待するところです。

野村 技術もしっかりしていないといけないし、法律や判例も勉強しなければいけないし、語学力も必要になるんでしょうか。

技監 最低でも英語の文献は読めないと時間がかかりますし、英語研修もやっていますから、審査をする上で必要な能力向上をぜひ意識してやってほしいと思います。

野村 審査官に要求される能力は非常に高いものがあると思います。最後に審査官の皆さんに、今後の抱負

を表明していただきたいと思います。最初に松崎さん、いかがですか。

松崎 審査官になって1年ちょっとで、まだ判断に迷いがあるって、話しやすい雰囲気審査室なのでいろいろな方に聞いているんですが、自分一人で抱え込まないでやっていきたいと思います。それから件数に追われてしまうと自分に甘くなる可能性があると思うので、人と話して、自分だけで独自の道を行かないようにしていきたいと思います。まだまだ足りないところがたくさんあるので、当然その間にいろいろな技術研修にも行きつつということで、やっていきたいと思っています。

通常採用の方は非常に優秀な方が多くて、見識の高い議論が日常的にされているのが驚きだったので、それをそのまま続けていってほしいですし、私もそれを見て学んでいきたいと思っています。

野村 審査をする際に迷いがあるのは当然だと思います。迷って成長すると思うので、頑張ってください。では仁木さん。

仁木 私も審査官として審査をしたのは1年少しなので、まだまだ迷うことも悩むこともあるので相談しながらやっていきたいし、自分がそうすることで周りの人も相談しやすくなると思うので、小さいことからコツコツと、自分なりにできることをやっていきたいと思っています。

それから昨年度知財戦略事例集の仕事をさせていただく中で、活用できるいい権利は弁理士の力だけでも、



出願人の力だけでも、審査官の力だけでもつくれるものではないとすごく強く感じたんですね。先ほど技監から「どうしたら特許になるのかという示唆を」というお話がありましたが、細かく限定すればするほどいい権利かというと、そうではないと思うので、出願人と弁理士と審査官で、日本の産業や企業の発展に役立つ権利を設定していくんだということを考えながら審査をしていきたいと思っています。

野村 適切な権利設定ですね。非常に難しいことだとは思いますが。

仁木 そうですね。もちろん様々な判例も知らないわけではできないし、企業で権利がどう活用されているのかという実態も知る必要があるでしょうし、あらゆる能力が要求されると思うんですね。そのへんは自分で高めながら、出願人や弁理士の方の意見に真摯に耳を傾けて、自分の意見も臆せず言うことを、難しいけれども心がけていきたいと思っています。

野村 では続きまして中川さん、今後の抱負をお願いします。

中川 いろいろな意味で、ものを言う審査官でありたいと思います。まずは庁内でより良いコミュニケーションを図れるようにということで、周りの審査官といろいろ話をしていきたいということ、そして、「本当に特許庁はこれでいいのか」と問題があれば発言していくということ、あとは、庁外に向けても発言していくことです。件数に追われていてどうしても内にこもりがちですが、気づいてみたら世間知らずになっていたとか世のニーズに外れていたということがあっては本末転倒だと思うので、外にも目を向けていきたいと思っています。

いくら知財知財と世間で騒がれていても、審査官の仕事はまだまだ業界の人にしか知られていないのが現状で、理解してもらうためには知ってもらうことがまず必要だと思うので、外に向けても発信していける人でありたいと思います。

野村 中のコミュニケーションだけではなくて外にもしていくということでしょうか。では角田さん。

角田 若い人も上の人も同じ気持ちを持って、言わば一枚岩でやっていくような状況が理想でしょうが、日々の審査の処理に追われていて、「いま特許庁はこういう状況だ」「将来はこうなる」と余裕を持って話

ができる状況ではないですね。

私も入庁して13年目になって、どういう能力あるいは役割が期待されているかと考えると、若い審査官や審査官補に行政官としてセンスのある審査官になってもらえるように、「特許庁の現状はこうで、こういう仕事が外から求められている」と、先輩の立場から後輩に向けて伝えていくことだと思います。

審査室を見回すと先輩方も必死になって仕事をしています。それを若い官補が見て、「若い人も入庁後20年目の先輩も一日ずっと何も言わないで仕事をしている。こういう世界なんだ」と思われるのはしゃくな感じがします。見た目はそうでも、本当はいろいろ考えている先輩がたくさんいると思うので、先輩が若い人とそういう話ができるように、審査官補への指導というと大げさですが、それを伝えられたらいいなと考えています。

技監 皆さんの抱負を聞いて非常に頼もしく思います。いまは非常に厳しい状況にありますけど、われわれは審査官であると同時に特許行政をしていますから、企業の皆さんともコミュニケーションを取り、また、次代を担う審査官を育てなければいけません。それから特許の審査は非常に専門的で難しい仕事ですが、皆さんがそれに生きがいを持ってやってもらえるようにしたいと思っています。

中川さんの「ものを言う審査官でいたい」というのも、ぜひそういうふうにあってほしいですね。審査長とか管理職も至らないところは直すようにして、いい組織で、いい仕事をして、日本のイノベーションを支える特許制度をつくっていききたいと思っています。

審査などに十分な時間がないということで申し訳ないと思いますけど、できるだけ早くそういう難局を乗り切って、皆さんの理想とする特許審査ができるように一緒に努力していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

野村 技監、本日はお忙しいところ、審査官と意見交換をしていただきどうもありがとうございました。審査官としては滞貨に追われて時間がないからしょうがないと考えずに、現状に満足することなく、将来に向けて努力していかなければならないということでしょうか。本日は非常に意義深い座談会になったのではないかと思います。どうもありがとうございました。